

令和4年度(後期) 法律専門職専攻「演習科目」 募集要項

※ 法律専門職専攻の後期開講の「演習科目」の履修は、この要項をよく読んだうえで、K-SMAPY II の「アンケート」機能を利用して指定の期間内に応募するようにしてください。

1. 日程

☆ 今回は第 III 期と第 IV 期に分けて応募・選考を実施します（大まかな手続等は、第 I 期・第 II 期に準じるものとお考えください）。

(1) 第 III 期

応募期間 : 9月2日(金) 14時00分 ~ 9月6日(火) 12時50分
選考期間 : 9月7日(水)
結果発表 : 9月8日(木) 20時 K-SMAPY II にて(予定)

(2) 第 IV 期

応募期間 : 9月8日(木) 20時00分 ~ 9月13日(火) 12時50分
選考期間 : 9月14日(水)・15日(木) ※教員指定の選考あり
結果発表 : 9月16日(金) 20時 K-SMAPY II にて(予定)

2. 第 III 期・第 IV 期募集で応募可能な科目

科目名	担当者
憲法応用演習 II	岩元 恵
争点研究演習 (会社法 B)	大島 一輝
行政法応用演習 II	高橋 信行

※ 「刑法応用演習 II」および「民法応用演習 II」については、後述のとおり、後期開講科目ですが、前期開講の「同 I」とのセット履修となっているので、第 III 期および第 IV 期での履修の応募はできません。

※ 上記以外にも「演習科目」カテゴリに属する「法教育演習」の履修が可能であり、別途応募手続が用意されています。同科目については、令和2年度(2020年度)より先履修条件が撤廃され、「法教育入門」の単位が未修得でも履修することができます。

※ 各科目の概要については、シラバスを参照してください。

3. 履修条件

- ◇ 「演習科目」の履修には一定の科目の単位修得が条件となっています。第 III 期・第 IV 期募集の対象となる各演習の履修条件は、下表のとおりです。

科目名／担当者	履修条件
憲法応用演習 II／ 岩元 恵	「憲法 IA」・「憲法 IB」・「憲法 IIA」・「憲法 IIB」のすべてが修得済みであること。
争点研究演習（会社法 B）／ 大島 一輝	「会社法 IA」・「会社法 IB」が修得済みであること。
行政法応用演習 II／ 高橋 信行	「行政法 IA」・「行政法 IB」が修得済みであること。

- ※ 同一教員が担当する同一の演習でも、2 年連続して履修することができます。ただし、担当教員が異なっても、同一の演習は、8 単位を超えて履修することはできません。
- ※ 演習科目については、同一学年において 8 単位を超えて履修することはできません。

4. 応募手続

(1) 一般的な注意事項

- ◇ 第 III 期および第 IV 期ともに、K-SMAPY II のアンケート機能を利用して応募してください。
- ◇ 第 III 期では、履修を希望する演習の順位（第 1～3 希望）をつけて応募してください。
- ◇ 第 IV 期では、2 つ目の演習科目として履修したい科目を 1 つだけ選んで応募してください。
- ※ 第 III 期において、履修を希望する演習の順位を適切に付していない場合（例：第 1 希望のみ記載、第 1～3 希望すべて同一の演習を記載など）、いずれの希望にも沿うことができず、不合格となります。また、アンケート上、第 3 希望までの指定が必須ですので、履修条件を満たしていない科目があっても、必ず第 3 希望まで指定のうえ応募するようにしてください（履修条件を満たしていない科目がある場合には、応募締切後こちらで成績を確認し除外します）。
- ※ 同一年度・同一学期に 2 つの「演習科目」を履修することは可能ですが、その分負担が大きくなる可能性があります。2 つ目の「演習科目」の履修については、慎重に検討したうえで応募するようにしてください。

(2)H30 年度(2018 年度)入学者に対する注意事項

- ◇ すべての「演習科目」が半期ごとに開講されていますが、「刑法応用演習 I」と「同 II」、「民法応用演習 I」と「同 II」については、「I」と「II」をセットで履修しなければならず、どちらか一方のみの履修の希望は受け付けられません。同科目の履修の希望は、第 I 期および第 II 期で受け付けましたので、第 III 期および第 IV 期での受け付けはありません。

- ◇ 「憲法応用演習 I」と「同 II」、「争点研究演習(会社法 A)」と「同 B」、「行政法応用演習 I」と「同 II」については、半期ごとの履修の希望が可能です。
 - 後期開講の上記演習 1 つを履修したい場合(例:「憲法応用演習 II」を履修したい)、「第 III 期」にその応募をするようにしてください。
 - 後期開講の上記演習をさらに履修したい場合(例:「憲法応用演習 II」や「刑法応用演習 II」と並行して「行政法応用演習 II」を履修したい)、「第 IV 期」にその応募をするようにしてください。

5. 選考方法

(1) 第 III 期

- ◇ できる限り応募の際の希望を実現できるように割り振ります。ただし、希望者多数のため、そのままでは授業の実施が困難であると判断される演習については、下位順位の希望を考慮しながら、法学部教務委員会で履修者数を調整します。

(2) 第 IV 期

- ◇ 主としてレポートによる選考となります。

※ 選考方法の詳細については、後日、公開されます『法律専門職専攻「演習」第 IV 期募集選考方法等について』をご確認ください。

6. 注意事項

- ◇ 履修が決定した演習の履修の取消または変更は、認められません。
- ◇ 履修条件を満たしていない演習に応募した場合、当該応募は無効となります。
- ◇ 第 IV 期募集において、第 III 期募集で選考から漏れた演習に再度応募した場合、当該応募は無効となります。